

《 事務所ニュース 2013年12月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

労災保険の特別加入者の 給付基礎日額の上限引上げ

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる人には、特別に任意加入を認めています。これが「特別加入制度」です。特別加入できるのは、中小企業を営営する「中小事業主」、個人タクシーなど労働者を使用せず事業を行ういわゆる「一人親方」、海外に出向させる「海外派遣者」などです。特別加入者に対する保険給付額は「給付基礎日額」によって算出します。

特別加入の場合、加入者本人が「給付基礎日額」を選択し、それに所定の保険料率をかけて算定された保険料を支払うことになっています。

平成25年9月1日からは、「給付基礎日額」の選択の幅が広がります。

◆すでに特別加入している方

来年度（平成26年度）から変更後の給付基礎日額が選択できます。

給付基礎日額の変更を希望する場合は、年度末（平成26年3月18日～3月31日）または労働保険の年度更新期間（平成26年6月1日～7月10日）に手続きを行ってください。

◆新規に加入する方

加入する時に、すべての給付基礎日額を選択できます。

	給付基礎日額			
従来	3500円	4000円	5000円	
	6000円	7000円	8000円	
	9000円	10000円	12000円	
	14000円	16000円	18000円	20000円
追加	22000円	24000円	25000円	

年金額特例水準の解消（H25.10分～）

平成25年9月分までの年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に年金額の特例水準を解消します。

このため、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

◆年金額改定通知書、年金振込通知書の発送について
年金額改定通知書は、平成25年10月分からの改定後の年金額をお知らせするものです。

また、年金振込通知書は改定後の年金額で平成25年11月以降に年金のお支払いがある方に対し、各支払期の年金支払額等をお知らせするものです。

年金受給者の皆様に、年金額改定通知書、年金振込通知書を発送します。

発送スケジュールは次のとおりです。

○H25年11月に改定後の年金額でお支払いがある方
H25年11月7日（木）に発送します。

○H25年12月に改定後の年金額でお支払いがある方
平成25年12月4日（水）から7日（土）にかけて、順次発送します。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
労使間トラブルの相談
就業規則等の人事制度構築
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行
個別年金相談（老齢・障害・遺族）
給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）